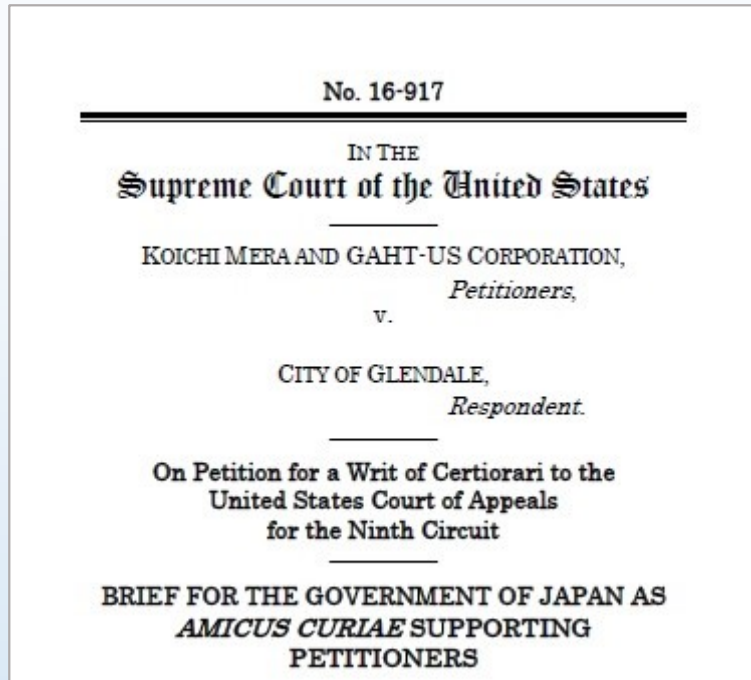




# 日本政府 米国連邦最高裁判所への意見書 日英対訳と解説



グレンデール慰安婦像撤去を求めて  
GAHT-USが最高裁に出した再審理請願書

日本政府は  
請願を支持する異例の意見書を最高裁に提出した

外交問題にまで発展した慰安婦問題  
日本政府の意見書のGAHTによる全訳とその意義をここに解説する



# 1. 日本政府意見書

請願人（目良・GAHT）を支持する日本政府の意見書  
（日英対訳）

**(GAHTによる日本語訳)**

請願番号 16-917

**米国最高裁判所 御中**

-----  
請願人：目良浩一及び法人GAHT-US

対

被請願人：グレンデール市

-----  
米国連邦第9巡回区控訴裁判所訴訟案件を  
最高裁判所へ移管する請願に関して

-----  
**請願人（目良・GAHT）を支持する**

**日本政府の意見書**

-----  
ジェシカ L. エルスワース  
最高裁登録弁護士  
NATHANIEL G. FOELL\*  
HOGAN LOVELLS US LLP  
555 Thirteenth Street, N.W.  
Washington, D.C. 20004  
(202) 637-5886  
jessica.ellsworth@hoganlovells.com  
\* 弁護士事務所員の指導の下でニューヨーク州  
のみで認可

*第三者意見書弁護士*

## 目次

|  | 頁  |
|--|----|
| 引用文献リスト.....   | 9  |
| 本訴訟での法廷助言者としての日本政府の関心事.....                                | 11 |
| 陳述の纏め.....   | 17 |
| 陳述.....  | 17 |
| 連邦政府が外交を独占する権限   |    |
| A. 外交独占権.....  | 17 |
| B. 第9巡回区が創り出した表現権が外交独占権に優るとする<br>例外は、（最高裁で）審理されるべきである..... | 19 |
| C. 日韓の関係は壊れやすく、慰安婦問題で米国が矛盾する<br>見解を表明する事で混乱が生じかねない.....    | 23 |
| 結論.....  | 25 |

## 米国最高裁判所 御中

請願番号 16-917

請願人：目良浩一及び法人GAHT-US

対

被請願人：グレンデール市

米国連邦第9巡回区控訴裁判所訴訟案件を  
最高裁判所へ移管する請願に関して

請願人（目良・GAHT）を支持する

### 日本政府の意見書<sup>1</sup>

#### 本訴訟での法廷助言者としての日本政府の関心事

合衆国連邦政府は、第二次世界大戦中の慰安婦問題での日韓間の争いに公平で友好的に解決する様に促している。本裁判は、グレンデール市がこの外交方針を混乱させる事が憲法上許されるのか、と言う問題をはらんでいる。

連邦政府は長年に亘り、同盟二ヶ国が外交的に解決するように支持し続けて来た。その為に、米国政府は注意深く一貫してこの問題で煽るような意見の表明を控えて来た。

注1. いかなる当事者もまたその弁護士もこの意見書の一部または全部の著述に関わったことはない。第三者意見書を提出する日本政府以外の当事者とその弁護士もこの意見書の準備・提出に関して金銭的な貢献をしてはない。全ての当事者には少なくとも10日前にその意見書が提出される意向が通知され、その提出に書面で同意した。それらの書類は裁判所事務室に保管されている。

慰安婦問題は意見が対立する、政治的に敏感な問題である。

2013年にグレンデール市がその中央公園に慰安婦を記念して国際的な人権侵害をしたとして日本を糾弾する公共の碑を設置した当時、日本と大韓民国（韓国）は問題を解決し更に前進する途を探し求めて、二ヶ国間で話し合いの最中だった。米国は外交ルートを通じ、二ヶ国が話し合いで解決する様に促していた。碑の設置に対して、日本政府高官はこれを憂慮する声明を発した。Pet. App. 53a-54a参照のこと。[訳者注：「Pet. App. 53a」とは、GAHT提出の最高裁判所再審理請願書（Petition）の補遺（Appendix）の53a頁を意味する。]（設置直後に出された在米日本大使と首相のコメントが引用されている）

本裁判が係争中の2015年12月に、日本政府と韓国政府は両国間の将来の協力の基礎となる合意に達した。参照：日韓両政府外務大臣による2015年12月28日の共同記者会見での声明(注2)。その合意は米国の支援を得て成し遂げられ、且つ米国は歓迎した。ジョン・ケリー国務長官は「米国にとって大事な同盟国である両国間の関係がこの合意によって癒され改善される事を信じる」と強調した。参照：ジョン・ケリー国務長官の2015年12月28日日韓合意に関しての記者会見声明（注3）

米国政府は「この合意を達成した勇気と洞察力ある日韓の指導者たちを称賛し」、「国際社会が合意を支持する事を呼びかけ」、そして「両国が経済的な連携と安全保障の協力面で、地域と世界の問題に前向きな取り組みを継続する事を期待した。」（典拠：同上）

2015年の合意は、日韓間の慰安婦問題を「最終的かつ不可逆的」（典拠：同上）に解決するもので、両国が「本問題について国際社会において互いに非難・批判する事は控える」誓約を含むものである。（上記共同記者会見での日韓両国外相による発表）

グレンデール中央公園にある碑は、慰安婦問題での日本政府の外交的努力に対して際立った障害物となっている。その碑は2015年の日韓合意精神に反し、且つ合意の円滑な実行も邪魔するからである。日本政府は、この碑の存在が日本政府ばかりではなく、米国、韓国政府にとっても外交上際立った障害物であるとの見解を持つ。

2. 参照：[http://www.mofa.go.jp/a\\_o/na/kr/page4e\\_000364.html](http://www.mofa.go.jp/a_o/na/kr/page4e_000364.html)

3. 参照：<https://2009-2017.state.gov/secretary/remarks/2015/12/250874.htm>

日本は米国の重要な同盟国である。参照：安倍首相の「希望の同盟」（2015年4月29日連邦議会上下両院合同会議での演説：日米関係を「堅牢さを備え、深い信頼と、友情に結ばれた同盟」と述べた。）（注4）実際の所日本は外交政策を話し合う事の出来ない州や地方政府等でなく、寧ろ連邦政府が作る米国の外交政策に重大な関心を持っている。参照：全米貿易協議会 対 ナトシオス(181F.3d 38,54(第1巡回区控訴裁判所1999年判決)（訳者注：被告マサチューセッツ州財政総務長官の名前）（訳者注：ビルマ企業との取引禁止は憲法違反と訴えた裁判、原告：全米貿易協議会、被告：マサチューセッツ州政府担当責任者）National Foreign Trade Council v. Natsios, 181 F.3d 38, 54 (1st Cir. 1999)、同案件での変更後の最高裁での訴訟名：Crosby v. National Foreign Trade Council, 530 U.S. 363 (2000)

日本政府が当法廷に第三者意見書を出す例は少なく、中核的な国家利益が関わる訴訟だけに関与を限定している。（参照：日本政府の請願人を支持する意見書F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran S.A., No. 03-724, 2004 WL 226390.）。日本政府は本請願が採択される事を強く求め、そして第9巡回区の判決を当法廷が再検討する重要性が認識されることを希望する。

---

4. 参照：[http://japan.kantei.go.jp/97\\_abe/statement/201504/uscongress.html](http://japan.kantei.go.jp/97_abe/statement/201504/uscongress.html)

## 陳述の纏め

米国の国家としての慰安婦問題に対する歴史的な慣行は、第二次世界大戦からの残された他の課題と同様に、Hwang Geum Joo対日本政府訴訟のコロンビア地区巡回区2005年判決に見られるように、「日本との国家間の話し合いで確立された外交方針を通して」対処してきている。

確立された外交方針の一つの理由は、「日韓間の脆い関係を壊すよりは寧ろ尊重する事」（典拠：同上 米国の利益に関する声明34-35）にある。グレンデール市の慰安婦碑はこの確立された外交方針を妨げ、又離反している。

第9巡回区裁判所は、その判決を支える判例や原則を何も示さずに、グレンデール碑を適法とする判決を下した下級審の判断を是認した。当最高裁判所を含む法廷でのこれまでの判例は、連邦政府以外の機関が外交を担う事に首尾一貫して用心深かった。そして第一原則は、外交は高度な慎重さが求められる領域だから、法廷は用心深いことが正しい事を示している。日本政府は本最高裁の法廷が第9巡回区裁判所の判決を再審理する事を求める。

何故ならその判決は、憲法が定めた米国連邦政府が独占権を持つ外交政策の領域に、州と地方政府に表現の自由の特権を許すものであり、それによって米国自身と日本の様な親密な同盟国との関係に害を及ぼす危険をはらむことになるからである。

## 陳述

### 連邦政府が外交を独占する権限

#### A. 外交独占権

最高裁で下された幾つかの判例は、連邦政府が外交を独占する権限を再確認した。判例「Zschernig v. Miller, 389 U.S. 429, 430 (1968)」で裁判所は、非居住外国人が死亡したオレゴン在住者の遺産を財産として受け取る事を制限するオレゴン州遺言書内容確定法を、違法と断じた。（典拠：同上340）。同法は「同州による憲法で大統領と議会に託した外交権への侵犯である」と判決を下した。（同上432）州は「伝統的に不動産相続と財産の分与を規制して来た」が、だからと言って同法を認めるには十分でない。何故なら「各州が遺産相続確認裁判を通して発信したら、独自の外交政策が確立されてしまう危険がある」（同上441）からである。

（訳者注：オレゴン州にある遺産相続をめぐるその相続を求めたアメリカ系東ドイツ人と州法に基づき相続人不在で遺産没収を行った州政府で争われた。オレゴン州最高裁は州外ドイツ人の訴えを斥けて州政府の言い分を認めたが、最高裁は州法が外交権の独占を認めた憲法違反として州最高裁の判断を斥けた。）



その数十年後の訴訟（Crosby v. National Foreign Trade Council, 530 U.S. 363, 366 (2000)）では、マサチューセッツ州公社が「ビルマと取引をする企業からのモノとサービスの購買」の「権限の制限」をするマサチューセッツビルマ法を最高裁判所は違法とした。その判決で「同法は憲法の非常大権条項下で無効」（同上）とした。そして、マサチューセッツ法が米国の「同盟国と貿易相手国」（同上381-82）からの苦情を招く事によって、「他国との交渉で米国を代表して大統領が一つの見解を発するその権能」を弱めたと認めた

カリフォルニア州が1999年のホロコースト犠牲者保険救済法（HIVIRA）を制定し、「同州で商売をする全ての保険会社は1920年から1943の間に欧州でその会社自身か或はそのいかなる“関連会社”が販売した保険の情報開示」を求めたが、最高裁判所は同法を違法と断じた。（American Ins. Ass’n v. Garamendi, 539 U.S. 396, 401 (2003)）

最高裁判所は、「同法は許されざることに連邦政府の外交関係運営を妨げた」（同上）と判決した。そして「伝統的な州の立法上の題目とする背景に反して、HIVIRAの方法によるホロコースト時代の保険証券の開示を規制する事の州政府の正当性が薄弱である」（同上425）を注記した。

上記の様な外交独占の判例は、外交独占権限が米国政府に委ねられているとする尊い原則を確認するものである。

参照：Hines v. Davidowitz, 312 U.S. 52, 63 (1941)（そこには、「我々政府の制度は、市・郡・州の利益は、全米人民の関心に他ならず、外交分野における連邦政府の権限は地方の妨害から完全に免れる事を、厳然として求める。」とある。）以下（第9巡回区裁判所）の判決は最高裁判所の首尾一貫した立場と裁定から逸脱し、それらと相違しているの、再検討されるべきである。

**B. 第9巡回区が創り出した表現権が外交独占権に優るとする例外は、  
（最高裁で）審理されるべきである**

上記で引用した複数の判例は、米国が「憲法の下では、米国の外交と国際関係は連邦政府に託されている」とする米国政府の立場を確認するものである。参照：日本政府が支持する米国政府の関心 Rosen v. Japan, No. 01 C 6864 (N.D. Ill. Mar. 11, 2003)（米国ローゼン裁判関心声明）

第9巡回区裁判所の判決は最高裁の判例との比較で明らかのように、上記に述べた米  
国政府の方針に一致しない。最高裁は、保険規制と財産法が関係しても外交政策と関  
連する場合は、伝統的な州の責任範囲でないとする立場を保持している。参照：

Zschemnig, 389 U.S. at 441; Garamendi, 539

それにも拘らず第九巡回区控訴裁判所は、「グレンデール市が‘人権侵害’に対して広  
報する為に公共の碑を建立した事は、州や地方政府の伝統的な責務の範囲内」である  
と判決を下した。その理由は「犠牲者を記念し他者が同様な被害に遭わない事を望む  
事」は、市民にその見解と価値を知らしめる地方政府の伝統的な機能と一致する」と  
した。参照：Pet. App. 12a-13a

この水準の抽象的概念の考慮で、グレンデール市の碑は地方政府の伝統的な機能と「一  
致している」とするのであろう。しかし「Zschemnig and Garamendi」の判例で言え  
ば、これは適切な政府の関心事の分析ではない。（参照：Zschemnig, 389 U.S. at 441;  
Garamendi, 539 U.S. at 425）。そしてグレンデール市幹部は公然と、その碑は「グレ  
ンデール市を実際に世界地図の中に表示した」とし、慰安婦問題は「市自身とは全く  
関連が無く、主に日韓間の国際問題であった」（Pet. App. 53a）と公言した。

その上に第9巡回区裁判所の判決は、「様々な日本政府高官が碑に対する反対意見を表  
明した」（Pet. App. 14a）ことを、Crosby裁判では重視されているにも関わらず、こ  
こでは全く考慮していない。（参照：Crosby, 530 U.S. at 382）

同様に第9巡回区裁判所は、「連邦政府が碑に関して何等かの見解を出して来た」（Pet.  
App. 14a）事を請願人が主張しなかった事実に、かなり重きを置いている様だ。これ  
をZschemnig裁判と比較するが良い。そこでは問題の法が米国の外交政策に不当に抵触  
するものではないと国務省が確約したにも拘わらず、本裁判所はその問題の州法を外  
交権独占原則の理由で無効との判決を下した。（参照：Garamendi, 539 U.S. at 417）

第9巡回区裁判所の判決は、（市の）表現の自由を優先する例外を創り出して外交独占  
を歪曲した。（Pet. App. 11a.）

この新たに創り出された例外を支持するいかなる判例も第9巡回区裁判所にはない。確  
立された外交独占権原則下で表現活動が緩やかな精査を受ける事を示唆するものは、  
判例に全くない。この第9巡回区裁判所の判決は、「外交政策の殆ど全部は言葉である」  
（Harvey Starr, Henry Kissinger: Perceptions of International Politics 84 (1984)）  
点から、外交独占権に埋め込まれた実に奇妙な但し書きである。

更に加えて、斯かる外交独占権の制限は、グレンデールの様な市の言論は憲法上保護されていないことから、全く意味をなさない。(See *Muir v. Alabama Educ. Television Comm'*, 688 F.2d 1033, 1038 n. 12 (5th Cir. 1982) (en banc) (「政府の表現権は、憲法修正第1条で保護されていない事から、個人の表現の自由がそのまま適用されるのは許されない事であり、立法の制限下に置かれるべきであろう。」*Aldrich v. Knab*, 858 F. Supp. 1480, 1491 (W.D. Wash. 1994)) (「私営放送局と違い政府の放送局は憲法修正第一条を享受しない」とする判決)。

米国は以前から日本の支持を強調しているので、「米国は国際関係においては一つの統一した見解を発すべきである。」(参照：U.S. Rosen Statement of Interest 50) その「(見解を)発する」とする単語の出現は偶然でない。外交方針は行動と同時に言葉による表現も大事である。グレンデール市は像を設置して、外交方針を表明しそれを世界に発信したのである。再審請願書の採択は、米国政府がこの慰安婦問題での外交政策において、発信すべき又首尾一貫して出して来た統一的なメッセージを、一地方政府が侵害出来ない事を再確認する為に、保証されるべきである。

### C.日韓の関係は壊れやすく、慰安婦問題で米国が矛盾する見解を表明する事で、 混乱が生じかねない

日本政府は十分に歴史上の事実を調査して来たので、グレンデール市の碑文に記載されている歴史上の記述の正確さに強く異議を唱える。昨年ジュネーブでの女子差別撤廃委員会に於いて、日本の外務副大臣（審議官）が、1990年代に実施した大規模な事実関係の調査結果を公言した。参照：杉山晋輔日本政府副大臣の2016年年2月16日国連女子差別撤廃委員会質疑回答会合発言纏め（20万人の女性を強制的に性奴隷にしたとする主張を証明する証拠がない事を含めた日本の調査結果の審議）（注5）

慰安婦問題を含む個人の請求権は、1965年の「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」で対処されている。この1965年の協定は（個人の請求権である）慰安婦問題が日韓両国間の外交問題である事を明確にするものである。実際に、日韓間のこの件に関する現在の外交は、米国政府の支持を得て先に述べた2015年に合意に至った。日本政府は2015年の合意を尊重し、誠意ある態度でその実施を続けている。

5. 資料は次のURLで閲覧可能[http://www.mofa.go.jp/a\\_o/rp/page24e\\_000163.html](http://www.mofa.go.jp/a_o/rp/page24e_000163.html)

日本にとり何にも増して重要な事は、州やグレンデール市の様な地方都市が、特にこの慰安婦問題の様な敏感な外交問題に、首を突っ込まない事であり、その為に州・市が米国がその外交方針作成に於いて発信せねばならない統一的メッセージを妨害出来ない事である。

### 結論

上記並びに再審請願書に記載の理由により、請願は認められるべきである。

ここに謹んで送付いたします：

ジェシカ L. エルスワース

最高裁判所登録弁護士

NATHANIEL G. FOELL\*

HOGAN LOVELLS US LLP

555 Thirteenth Street, N.W.

Washington, D.C. 20004

(202) 637-5886

jessica.ellsworth@hoganlovells.com

\* 弁護士事務所員の指導の下でニューヨーク  
州のみで認可

第三者意見書弁護士

2017年2月



**日本政府  
米国連邦最高裁判所への意見書  
日英対訳と解説**

**The Global Alliance for Historical Truth  
GAHT  
歴史の真実を求める世界連合会**